

令和5年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和5年9月7日

招集場所 野洲市役所議場

| | | |
|------|-----------|-----------|
| 応招議員 | 1番 村田 弘行 | 2番 小菅 康子 |
| | 3番 田中 陽介 | 4番 山本 剛 |
| | 5番 木下 伸一 | 6番 津村 俊二 |
| | 7番 石川 恵美 | 8番 服部 嘉雄 |
| | 9番 奥山文市郎 | 10番 益川 教智 |
| | 11番 東郷 克己 | 12番 山崎 敦志 |
| | 13番 山崎 有子 | 14番 稲垣 誠亮 |
| | 15番 荒川 泰宏 | 16番 橋 俊明 |
| | 17番 岩井智恵子 | 18番 鈴木 市朗 |

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|-----------------------------|-------|---------------------------|-------|
| 市長 | 栢木 進 | 副市長 | 佐野 博之 |
| 教育長 | 西村 健 | 病院事業管理者 | 前川 聡 |
| 政策調整部長 | 布施 篤志 | 総務部長 | 川尻 康治 |
| 市民部長 | 長尾 健治 | 市民部政策監 (文化スポーツ担当) | 武内 了恵 |
| 健康福祉部長 | 吉田 和司 | 健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当) | 田中 源吾 |
| 市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監) | 駒井 文昭 | 都市建設部長 | 岡崎 慎一 |
| 環境経済部長 | 西村 拓巳 | 教育部長 | 馬野 明 |
| 政策調整部次長 | 小池 秀明 | 総務部次長 | 井狩 勝 |
| 総務課長 | 山本 定亮 | | |

出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|------|--------|-------|-------|
| 事務局長 | 遠藤 総一郎 | 事務局次長 | 辻 昭典 |
| 書記 | 辻 義幸 | 書記 | 船橋 潤子 |

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長（荒川泰宏君）（午前9時00分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第7番、石川恵美議員、第8番、服部嘉雄議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長（荒川泰宏君） ここで、日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

発言順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

昨日の答弁の中で鈴木議員に対しましての答弁の中で、普通交付税についての再質問の答弁で、「野洲川下流土地改良区が進めておられるかんがい用水事業について、市三宅地域を受益地から外すよう原課に指示しました」と発言いたしましたことについて、説明が不十分でしたので、補足させていただきます。

議員ご指摘の場所につきましては、「かんがい用水事業に係る受益者の方々、野洲川下流土地改良区等の関係機関また地権者の方々や地元の皆さんの意向を尊重しつつ、総合計画及び都市計画マスタープランの実現を目指すよう指示いたしました」と訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（荒川泰宏君） それでは、一般質問に入ります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

まず、通告第13号、第5番、木下伸一議員。

木下議員。

○5番（木下伸一君） 皆様、改めましておはようございます。

昨晩は長かった熱帯夜もようやく終わりました、涼しい風が吹いておりまして、私もようやく冷房なしで寝ることができました。窓を開けて寝ておりましたので、朝、体が冷たさで目が起きたということで、本当に目が冴えております。これからだんだんと夏の疲れが出る場になってきますので、十分な睡眠と栄養、それから、適度な運動心がけて頑張っていきたいと思っております。第5番、木下伸一です。よろしくお願いいたします。

本日は、3項目にわたって質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず1点目、骨粗しょう症の検診促進について。

加齢などにより骨密度が減少する骨粗しょう症になると、骨折しやすくなり、要介護状態に陥るリスクも高くなります。しかし、予防や早期発見に有効な骨粗しょう症検診の受診率は、全国的に低いのが現状であります。

政府は5月31日に発表した国民の健康づくりに関する新しい計画に、受診率向上の目標を新たに盛り込むなど、検診促進へ本腰を入れております。その中で、公明党の地方議員が推進している自治体も多く、検診を実施する自治体も増えてきております。骨粗しょう症の患者は、軽い転倒やくしゃみなどでも骨折しやすくなります。特に、女性は閉経後の女性ホルモン減少の影響は大きく、患者が多いそうです。国内患者数のうち、男性300万人と比べて、女性は980万人と3倍以上と推計されております。

同症状に詳しい原宿リハビリテーション病院の林名誉院長は、「骨粗しょう症と診断されても、薬の服用と併せて栄養の改善、適切な運動、日光浴の習慣化などを続けていくことによって、骨量の回復を図ることができる」と強調されております。「高齢化の進展により、今後はさらに患者数の増加が見込まれます。骨粗しょう症検診によって患者数や予備軍を

早期発見して、適切な治療などを行っていけば、骨折を防止でき、将来、要介護状態になるリスクを減らせる」と力説されております。

同検診の実施は、健康増進法に基づき、2008年に市区町村の努力義務に位置づけられております。自治体によっては異なりますが、一般的に40歳から5歳ごとに70歳までの女性を対象に、無料または低額で受けられる自治体がございます。検査方法は、QUS法の他に、X線を用いたDXA法やMD法などがあります。

そこで、1つ目の質問に移らせていただきます。

野洲市におきまして、骨粗しょう症についての対策をお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、木下議員の骨粗しょう症検診促進についての1問目、本市における骨粗しょう症対策について、お答えを申し上げます。

骨粗しょう症は、骨の代謝のバランスが崩れることでもろくなり、容易に骨折しやすくなる状態でございます。骨量は、成長期に増加し、20歳頃には最大骨量に達し、その後、比較的安定的に推移はいたしますけれども、男女差はあるものの、50歳近くから減少します。特に女性においては、閉経に伴い、骨量が減少しやすくなります。

骨粗しょう症の危険因子については、加齢などの除去できないものと食事や生活習慣に関わる要因で除去できるものとがございます。

除去できる危険因子としては、カルシウムやビタミンDの不足、それから、運動不足、喫煙、極端な食事制限など、生活習慣に関連するものが挙げられます。

本市におきましては、健康づくり計画、野洲市ほほえみやす健康プラン2次計画に基づきまして、栄養、運動、たばこなど、生活習慣の改善や健康づくりに向けた地域ぐるみの取り組みを推進しており、骨粗しょう症予防にも一定の効果があるというふうに考えております。

また、骨粗しょう症に関するリーフレットを4か月児健診時に配付と説明をし、子どもたちの親世代ですね、こちらに対しまして、骨粗しょう症予防の啓発を行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

それでは、再質問、1点させていただきます。

先ほど部長のほうが、健康づくりに向けました地域ぐるみの取り組みを推進されておりますということで、今お話をいただきました。その中で簡単な分かる範囲で結構なので、どのようなそういう推進の策があるかということをお伝えいただけますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 木下議員の再質問にお答えいたします。

地域ぐるみでの取り組みということで、野洲市では、例えば、ほほえみやす21健康プラン推進委員会ですとか、あるいは健康を考える会また食育推進委員会など、いろんな会を設定しております。特に健康を考える会では、これはコロナ禍以前でしたけれども、各学区ごとにいろんな取り組みをしていただいております。また、健康を考える会、あるいは健康プラン推進委員会、連携をいたしまして、毎年、一般市民を対象とした、いろんなテーマに基づいた研修等も実施をさせていただいております。そういった形で、地域と連携をした取り組みというのを進めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

いろんな取り組みをしていただいているという形で、またこれからもよろしく願いたします。

再質問、2点目になるんですけども、この骨粗しょう症に関するリーフレットを4か月児健診に配付、説明という形で今お話をいただいたんですけども、これ、例えば、4か月ではなく、例えば、妊娠されているときとか、そういうときからカルシウム摂取量はおなかの赤ちゃんのためにも母体にも両方、カルシウムが必要だと思うんですけども、その時期を前倒していただくという、そういう案はございませんでしょうか。よろしく願いたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 今のところ、特別に前倒しをするといった検討をしているわけではありませんけれども、例えば、母子健康手帳を交付する際にお渡しをするとか、そういった対応は可能ではないかというふうに考えております。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

先ほども申し上げましたけれども、5月末に国民の健康づくりに関する新しい計画に、受診率向上の目標を新たに盛り込むなど、検診促進に政府は力を入れると発表されております。ただ、これは必ず行わなければいけない事業ではないため、骨粗しょう症の検診は全体の6割にとどまっているそうです。

骨粗鬆症財団の調査によると、21年度の受診率は、全国平均で僅か5.3%となっております。

こうした課題を踏まえ、政府は24年度から35年度までの次期国民健康づくり計画、健康日本21第三次を、先ほども言いましたが5月末に発表。その中で女性に関する項目を新設し、骨粗しょう症の検診受診率を現状10ポイント引き上げ、15%まで向上させる目標を今明記されております。

そこで、病気になってから治療するのではなく、病気を未然に防ぐという観点から、特に女性の生涯にわたる健康維持を進めるために骨粗しょう症検診の対策が必要であるかとは考えております。

では、2つ目の質問に移ります。

野洲市におきまして、骨粗しょう症の検診の見直し、例えば、女性の対象を無料にするとか、また、低額で受けられるなどの助成制度を整えることについてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 木下議員、2問目のお答えをする前に、ちょっと先ほどの骨粗しょう症のリーフレットを4歳児健診より以前にお配りをするというお話の中で、母子健康手帳の交付時、このときに一応一通りそういったお話もさせていただいているということで、特にバランスよく食事を取ってくださいというふうな啓発もさせていただいているということでしたので、改めて追加をさせていただきます。

それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

国の第5次国民健康づくり運動「健康日本21（第三次）」というのが令和6年度から始まります。この「健康日本21（第三次）」では、新たな視点として、女性の健康についての項目が立てられております。

もう少し詳しく申し上げますと、女性は10歳から18歳くらいまでの思春期、18歳から45歳くらいまでの性成熟期、45歳から55歳くらいまでの更年期、そして、55歳以上の老年期といった各ライフステージの中で、エストロゲン、プロゲステロンという2種類の女性ホルモンが劇的に変化するという特性等がございます。この2種類の女性ホ

ルモンの変化によりまして、思春期から性成熟期であれば、子宮内膜症や子宮筋腫といった女性特有の疾患、閉経前後での更年期であれば更年期障害、閉経後の老年期であれば骨粗しょう症、あるいは高血圧や脂質異常などの生活習慣病にかかりやすくなるといった、人生の各段階における健康課題がございます。

「健康日本21（第三次）」では、これらの健康課題の解決を図ることが重要というふうにされておりました、女性に多い痩せ、男性とは異なる傾向にある女性の飲酒及び妊婦に関する目標等の1つといたしまして、骨粗しょう症検診の受診率の目標値、これが新たに設定をされたところでございます。

現在、本市では、どちらかといえば予防重視をしております、骨粗しょう症検診を実施しておりませんが、参考までに、県内で骨粗しょう症検診を実施している市町について県に確認をさせていただきましたところ、現在19市町中6市町で実施をされているという回答をいただいております。

こうした状況を踏まえまして、本市での骨粗しょう症検診のあり方、これにつきましては、国や近隣市の動向を注視しつつではございますけれども、今後、導入の可否や効果、あるいはフォローアップのあり方等も含めて検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

また、引き続き、ほほえみやす21健康プランに基づいて取り組みを推進いたしまして、生活習慣の改善や健康づくりに取り組むことで、まずは骨粗しょう症予防対策の実施を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今、部長がおっしゃったように、確かになってから治療するとかではなく、未然に防ぐという形で検診もやっていくことが必要かと私は思っております。19市町の中で約6市町ということで、約3分の1の市町が実施されているということです。

もちろんこれは今すぐ導入するとか、そういうことではないかもしれませんが、やはりこの人生100歳時代と言われる時代の中で、特に平均寿命と健康寿命があると思うんですけども、この骨粗しょう症になったから必ずすぐに命が奪われるとかということではないんですが、骨粗しょう症が原因で、例えば骨折して寝たきりになり、そのままもうずっと入院されている形もあるかとは考えられるんですね。

特にこのカルシウムというのは、本当に吸収率が低い栄養素になります。そういう点で、今後、また先ほどの母子手帳の話ではないんですが、カルシウムの、例えばその目安とか、そういう、例えば牛乳とか小魚とか、そういうのはどれぐらいの摂取量とか、そういうのは、例えば母子手帳には記載されているのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） すいません。ちょっと母子手帳の中身を詳細に私も確認をしておりますので、そのあたりについてはちょっとお答えいたしかねます。申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

もしできれば、これはあくまでも要望になってしまいますけれども、その目安があると分かりやすいと思うんですね。例えば、たんぱく質であれば、1日60グラムの、成人男性であれば必要という形だと思うんですけれども、そういう形で、特に妊婦さんというのは、なかなかおなかの赤ちゃんのためにも取らないと駄目ですし、もちろん母体のためにもカルシウムは必要だと思うので、そういうところも、もし分かりやすく書いていただければ、よりカルシウムの摂取率も上がるのではないかなと思いますので、ご検討いただきたいと思います。

ここで、質問の答弁要求者には挙げてはおりませんが、本日は前川病院事業管理者が来られておりますので、骨粗しょう症検診の促進につきまして、医学的な立場からの観点からご見解をお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 皆さん、おはようございます。

木下議員からのご質問について、お答えをいたします。

もう皆さんもご存じのように、2025年には団塊の世代が後期高齢者に、75歳以上になるということで、介護を必要とする要介護になる理由の一番の多い理由は認知症であったり脳血管障害ですけれども、それに続くものは、ロコモと言われる運動器の疾患、そのベースが骨折であったり、骨折でも、頸椎の圧迫骨折であったり、あるいは大腿骨頸部骨折で寝たきりになるような原因ということで、その原因の一番の理由が骨粗しょう症ということになります。

骨粗しょう症は、今説明がありましたけれども、長い年月をかけて起こってくる病気で、

発症してからすぐ治療するというよりは、予防が非常に重要であって、その意味で、一般の市民に対する啓発、啓蒙活動って非常に重要であると思いますし、また、ハイリスクの人を見つけるということも非常に大事です。

今話がありましたけれども、女性が多いということ、それから、痩せの方が多いということ、それから、出産に伴うことであるとか運動しない、いろいろリスクがあるので、その人たちに対して、検診をして、ハイリスクを見つけて、栄養介入ですね、食事であったり運動であったり、さらに最近は非常に多くの骨粗しょう症の薬剤が開発されて、実際臨床的に使われていますので、そういう臨床につなげることも非常に大事だろうと思います。

現在、野洲病院でDEXAというのが一番精密に検査できる骨粗しょう症の検査ですけども、エックス線を使うので被曝の問題があるので、全員誰でもというわけではありまじせんけれども、年間1,000例ぐらい、今、病院としてはやっております。そのうちで検診で、検診というか、オプションですけども、150名ぐらい、それほど多い数ではないんですけども、市立野洲病院ではそういう体制は整えております。

でですね、今、木下議員が言われた市としての取り組みについてですけども、議員の皆さんもご承知だと思いますけれども、現在、野洲市と滋賀医大の整形外科が共同研究講座というのを今、検討協議をしておりますけれども、この研究講座の目的の1つが骨粗しょう症の予防治療ということが入っております。すなわち、住民健診だけではなく、いろんな啓発活動でも、本当に骨粗しょう症の専門医が住民の前で説明をすると、説得力は多分かなりあるし、いろんな質問に対しても答えられるし、また、ハイリスクの人に対しても適切な治療につなげるということで、こういう事業を市としてもやるのが非常に大きな力になるのではないかと考えますし、検診についても、国のそういうこともあるので、野洲病院に対してもそういう体制を整えようとしているのが現状です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） すいません。木下議員の先ほどの「母子健康手帳の中にそういった啓発の記載があるのか」というご質問ですけども、母子健康手帳配付時に、「食事バランスガイド」という副読本を併せてお配りをしているようで、この中でいろんなそういう骨粗しょう症の予防も含めた啓発をさせていただいているということです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

前川先生ありがとうございます。

1点再質問をさせていただきます。

昨日、福山病院長のほうからの答弁の中で、来年から野洲病院で、今おっしゃった骨粗しょう症の教養講座を開催されるというお話があったと思います。これは例えば、「広報やす」であるとか、もしくはLINEがあると思うんですけども、そういう媒体を使って、市民のより多くの皆様に周知していただくということは考えておられますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡君） 少し、今、木下議員の発言、この共同研究講座は、野洲市と滋賀医大の共同講座であって、その中で、臨床の場というか、野洲病院を使っただけということ、野洲病院と滋賀医大というわけではなくて、これは野洲市の全体としての健康に対する事業という観点であります。ということで、当然、野洲市の広報としてこういうことをやっていると、その場所として野洲病院でこういうことをやってますよというふうな案内は当然しようと考えておりますし、今言った骨粗しょう症を1つのターゲットにしてやろうと考えているので、受診された患者さんのデータベース化をして、その方がどのような経過を取るかであるとか、あるいはどういう治療をするかとかいうようなことも含めて、それはハイリスクの方になると思いますが、そういうフォローをしますし、そういうことも含めて、それをまた市民にフィードバックする講演会みたいなことも考えて、多分、市としていただけるんじゃないかと。

それに対して、野洲病院は協力するという立場。あくまでもこの事業は野洲市の事業であって、野洲病院はお手伝いをする。副次的効果としては、それに基づいて滋賀医大から整形外科医が野洲病院に赴任が、数が増えるということがあるということだと理解しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） おはようございます。駒井でございます。

すいません、健康福祉部地域医療担当の政策監の立場で申し上げたいと思います。

ご指摘の、今、野洲病院の前川管理者のほうからございました共同研究事業につきましては、野洲市の地域医療政策のもと、健康福祉部の所管で取り組もうというふうに考えておる部分でございます。

議員がご指摘ありまして、なおかつ前川事業管理者が指南、示唆されたように、当然広く広報していきたい。今、議員、冒頭の質問の中で、DXAですね、デキサというんですけども、DXA検診、被曝のおそれが若干あると、今、管理者がご説明なされた検診でございしますが、この検診ができるのが、野洲市内では野洲病院のみでございします。したがって、野洲病院においてそういった検査ができますよということを、さらに積極的にPRをしていきたいと。なおかつその検査、今オプションで3,900円ぐらいのオプション費用がかかるんですけども、そのあたり、何とか格安で、あるいはできれば無料で受けていただくような方策がないか、今、関係機関と調整を行っておるところでございしますので、補足をさせていただきたいと思ひます。

以上でございします。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。よく分かりました。

野洲市は、今までも湖南4市の動向を見るというところから、一歩遅れる傾向があるかと思ひます。野洲市としても、今先進的な取り組み、見通しがほしいと思ひております。

平均寿命、先ほど申し上げましたように、平均寿命だけを延ばすのではなく、1人でも多くの市民の方にこの検診を受けていただいて、健康寿命を延ばせるような取り組みを今後期待して、この質問を終わらせていただきます。

続きまして、2つ目の質問に入らせていただきます。

市民からの通報システムについて。

8月11日の新聞におきまして、埼玉県川越市の道路破損などをLINEで通報できるシステムについて紹介されておりました。川越市では、市内の道路の破損箇所や公園遊具の不具合などをスマートフォンで通報できるシステムの運用を開始したところとございします。

通報は、スマホから市公式LINEのアカウントにアクセスしていただき、画面の指示に従って、現場の写真と位置情報を送信する仕組みとなっております。

川越市の市の担当者の方は、「情報を素早く正確に把握できるようになった。また、多くの市民の方が活用できるよう、システムの周知に努める」とのコメントを公表されておられます。

また、9月4日の新聞では、茨城県下妻市というところが、まさしくこのシステムを導入されたということに掲載されておられます。

そこで、川越市の公式LINEを見てみますと、新しく導入された道路などの不具合の通報の他にも、例えば、子育ての関係の予約ができるなど、市からの情報が一方通行ではなく、市民から通報したり、予約ができたり、相談ができるなどのシステムが整っております。

まずは道路破損などの不具合についてです。道路河川課では定期的にパトロールをされておりますが、全ての不具合をタイムリーに掌握することは困難ではないかと思えます。私も仕事柄、野洲市内を走っておりますので、月に数回、道路の破損箇所の写真を撮って、道路河川課に情報提供することがございます。

そこで、1つ目の質問に移ります。

道路破損や陥没など、補修の実態として、市民からの情報提供と定期的な巡回での発見との割合をお伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 皆さん、おはようございます。

そうしましたら、木下議員からの1点目のご質問にお答えいたします。

道路補修につきましては、自治会や市民の方からの通報による補修対応と、毎月1回の市職員によるパトロールや土木作業員の日常点検による補修対応、これを行っているという状況です。

令和4年度の実績につきましては、自治会、市民からの通報による補修箇所が65か所、市のパトロール等における補修箇所が357か所、合計422か所となりまして、割合としましては、通報による補修対応が約15%、また、道路パトロールによる補修対応が約85%となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今、数字を部長のほうからおっしゃっていただいたんですけども、野洲市の総面積は、約80.15平方キロメートルとなっております。これは湖南4市の中では一番広い、野洲市が広がっております。昨日の岩井議員の一般質問の中の健康、失礼しました、岡崎部長の答弁の中に、毎月1回道路のパトロールをされているというお話があったと思えます。その結果が、自治会からの連絡が65、市のパトロールが357ということになると思うんですけども。

例えば、例を挙げる形にはなるんですけども、この月1回のパトロールという形ですが、もし、例えば、仮に私の家の前で陥没がありました。月1回パトロールをしていたくまでに見つけれなかったら、例えば、市民さんが見つけてても、誰かが通報してくれるだろう、誰かが、必ずその方がする必要は全くないので。そういう形になると、例えば、そこは1月おいたままの状態になるかと思うんです。

何が言いたいかという、もちろんご高齢の方とか子どもさんとか、その道路の陥没によってつまずかれたりとか、例えば、中学生とか高校生の通学のときに、その穴に落ちてけがをされたとか、「たれば」のことを言うと切りがないかもしれないんですけども、そういうことから考えていくと、その月1回のパトロール、道路河川課の職員の方も限られた人数だと思いますので、これを、例えば、増やすということは考えられないんでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問、お答えいたします。

現在のところですけども、月1回のパトロールに加えまして、地元の方のご協力によりまして、通報いただくことも多くございまして、そういう状況につきましては、即座に市の職員が現地に飛んでいきまして、しっかりとその通報された方と対面で話もするようなことをしまして、その後速やかに対応するというので、今のところ十分機能しているかというふうに思っているところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

先ほどの部長の答弁では、十分間に合っているという形だと思うんですけども。例えば、野洲の面積80平方キロメートルの中で、限られた職員の方が月1回という形でされているということなんですけれども、なかなか人的なことだけではカバーできないのではないかなと思っているんです。

私も道路、日々、早朝に走るんですけども、やはりその陥没、それから、状況が悪いところは多々あるかとは思いますが、その点に関して、もう一度ご見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） ご質問、お答えいたします。

まず、陥没ですけれども、当然これはそれが原因になって事故等起こりましたら、管理瑕疵の問題にも発展するという認識も持っております、通報を受けた場所、これ道路でいきますと、国道であれば国交省のほうに連絡しますし、県道でありましたら県のほうにもしっかり伝えまして、まずは道路管理者のほうに連絡をします。当然市の管理する市道でそういう不具合がありましたら、これは市の職員がしっかり対応しまして、そこで事故が起こらないということをお大前提で動きますので、そういう対応で今はしっかり機能しているかというふうに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） よく分かりました。

では次の質問に移ります。

道路破損や陥没などの補修につきましては、市民からの情報提供があった場合に、情報不足などで困ることがあるかと思うんですけれども、そういう状況についてお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 2点目のご質問にお答えいたします。

ちょっと繰り返しもなりますけれども、常時は市の職員によるパトロールによりまして、道路の破損や陥没を把握しておりますけれども、自治会や市民からの情報提供も非常に有益であるというふうに考えております。

窓口に来庁された場合には、窓口の道路台帳地図等を活用しまして、陥没等の位置の特定というのも行っております。また、電話をいただいた場合ですけれども、これは通報いただいた方に、目印となるような場所の確認であったりだとか、あと、陥没箇所の近くで待ち合わせをさせていただきまして、現場でしっかり立会いをしたもとの対話もしながら、陥没箇所の特定をさせていただいております。

現在のところ、情報が不足して困っているということではないというふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 例えば、電話だけでは情報不足で、場所の特定ができなかったり、実際現場に行ってみたところ、情報とは違って、補修の必要性が低かったり、また、情報

提供から実際の補修までに時間がかかるなどの要因も考えられると思います。

このような情報提供の整理をするために、先ほどお話をさせていただきました埼玉県川越市また茨城県下妻市などのLINEで写真や状況を入力する項目をシステム化することが有効だと考えられております。

そこで、3つ目の質問に移ります。

道路の破損箇所や公園遊具などの不具合などをスマートフォンで通報できるシステムの運用について、今後の見解をお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、3点目のご質問にお答えいたします。

携帯電話アプリ等のシステムによりまして、陥没等の位置特定の情報提供につきましても、スマートフォンによるシステム運用をするということも非常に有効なツールであるというふうに考えております。

ただ、現状としましては、電話でいただいた情報提供であったりだとか、電子メールに写真等を添付していただく、そういうことによって情報を提供いただくというような状況もできますので、そういう通報をいただいた方、それに加えて通報いただいた方との対話もしっかりするというようなことで、十分対応ができているというふうに考えております。

その情報をいただいた際にはですけれども、先ほどの事故につながっては非常に問題になってきますので、速やかに補修対応が可能となりますように、資材の確保、あと、市内の体制づくりということに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。そうですね、よく分かりました。

現状の野洲市のLINE公式アカウントでは、一方通行的な情報提供のシステムになっているのではないかと考えております。

この野洲市のLINE公式アカウントの登録者数は、昨日9月6日現在で4,430名の方が登録をされております。人口が約5万人ちょっとになりますので、約8%弱になるんですけども、市民の方が一定数利用はしていただいているのではないかなと考えております。

先ほどお話しした川越市のようなLINEを活用した市民サービスの向上も目指す余地があるのではないかなと考えておりますので、また、ご検討いただければと思います。

では、4つ目の質問に移ります。

野洲市のLINE公式アカウントの内容について、今後、見直しなどの見解をお伺いたします。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） それでは、木下議員からの4点目のご質問について、お答えをさせていただきます。

本市のLINE公式アカウントにおきましては、気象情報を始めまして、災害情報、不審者・交通情報に加えまして、イベント情報や暮らしに役立つ情報などの市政情報も配信をしております。

また、LINEのトップ画面におきましては、市ホームページ、コロナワクチン接種情報、各種オンライン申請、防災ポータルといった4つのメニューボタンを設けており、情報の閲覧、入手が可能な状況となっております。

議員ご質問の例示団体、例示されました自治体のLINEの公式アカウントを拝見いたしますと、多数のメニューボタンが設けられておりました。市のホームページへのリンクをされておられるような機能ということが確認をさせていただきましたし、これによりましては、道路などの不具合の通報システムが付加されているということも確認をさせていただいております。

先ほど、都市建設部長のほうからのご答弁もさせていただきましたように、道路等の不具合の通報につきましては、現行の電話、メール等によります対応で十分対応させていただいているというふうなことです。即時の見直しにつきましては考えておりませんが、野洲市のLINE公式アカウントの運用につきましては、議員ご指摘のご提案を踏まえまして、広報広聴機能の充実を図るために、情報ニーズを的確に捉えまして、提供内容の見直しでありますとか情報の双方向化などにつきましても、市民に寄り添った運用について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

再質問、1点させていただきます。

もし、ちなみに、この道路陥没の通報のLINEのシステムを公式アカウントに導入した場合に、初期費用というのはどれぐらいかかるのでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志君） 少し、道路の陥没の通報のシステムが、LINEの追加機能の中でどこまで対応が可能なのかというようなことがございます。別システムになりますと、その初期投資費用がかかりますし、その見積りについては、少し我々のほうでは持っておらない状況でございます。

また、先ほど申し上げました川越市と同様のシステムを導入しようとした場合ですけれども、LINEの公式アカウントのボタン数を増やしていこうというような改修をした場合ですけれども、初期費用については約7万円、ランニングにつきましても、年間約210万円程度の費用がかかるというふうに把握をさせていただいております。参考までにご答弁させていただきました。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） 詳細な数字を教えてくださいまして、ありがとうございます。

今すぐに導入してくださいとか、そういうあれではないんですけれども、今後、限られた財源だとは思いますが、よりよい市民サービスのために、また、皆さんが生活しやすいために、またこのシステムの導入の検討も考えていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

では、3つ目の質問に移ります。

熱中症対策として一時休憩所の設置について。

今年の夏も大変猛暑であり、命の危険を感じるほどの異常な暑さがまだ現在も続いております。

7月27日には、国連事務総長のグテーレス氏は、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が来た」と警告されております。このような環境の中におきまして、各地で熱中症対策が実施されております。

例えば、大津では、7月24日から9月末まで、熱中症予防対策の一環として、大津市の施設のロビーなどをちょっとひと休みできる一時的な休憩所として市民に開放されております。

また、大阪府では、猛暑から府民の命を守るとともに、健康被害の軽減を図ることを目的に、事業者や関係機関と連携した取り組みとして、「おおさかクールオアシスプロジェクト」を実施されております。8月8日の時点で、市役所などの公共施設の他、394の民

間施設が開放しているとのこと。協力施設、店舗におきまして、猛暑の際における外出先の一時避難所として、暑さをしのげる涼しい空間、クールオアシスを府民の皆様等に対してご提供いただくものです。

実施までの流れとしては、記載のとおり、1つ目に大阪府内の各施設、店舗の事業所から参加の申し込みをします。申し込みの条件としましては、「冷房のある空間」があること及び「協力標識データの掲出」となっております。2つ目に、大阪府より申込者宛てに提出いただきたい協力標識データを提供、3つ目に、その標識データを申込書で、失礼しました、申込者で出力して、各施設、各店舗で掲出する。一時的な休息のため、提供可能な範囲で協力することとなっており、時間としては、約15分をめぐり目安とされております。施設、店舗が提供可能な時間や場所で協力することとなっております。

そこで1つ目の質問に移ります。

市民一般に対しての、野洲市としての熱中症対策として、具体的な取り組みについて伺います。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、木下議員の熱中症対策に関するご質問にお答えいたします。

市民に対する熱中症対策の具体的な取り組みということでございますけれども、野洲市では、熱中症予防啓発として、毎年暑くなる時期に、市広報やホームページへの啓発記事の掲載とLINEでの配信、チラシ・リーフレットの配布等による情報発信を実施しております。

今年度、市広報やホームページでは、暑さを避けること、小まめな水分補給をすること、熱中症警戒アラートを活用し、熱中症の危険が高い日には特に行動に気をつけることなどについての啓発を行っており、また、熱中症の症状や対処方法等についても情報発信をすることにより、熱中症予防や万が一熱中症にかかったときの早期対処方法についての周知にも努めています。

また、図書館やコミュニティセンター、総合体育館等の市内公共施設において、啓発用チラシを設置し、配布するなど、広く市民を対象とした情報発信を行っています。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

いろいろな様々な取り組みをされているということで、本当に昨日はもう本当に一気に寝るときは涼しくなったんですけれども、まだまだ、長期予報では9月、10月も日中は30度を超える日が続くということで、天気予報も話されているんですけれども、やっぱり本当にこの市民、特にご高齢者の方に関しては、もちろんご高齢の方だけでなく、子どもさんもそうなるんですけれども、本当にこの熱中症が、ある意味災害の1つではないかなと、オーバーかもしれませんが、思っております。

それに対して、いろんな施策が必要ではないかと思っておりますので、続き、2つ目の質問に移らせていただきます。

例年とは違って、今年新たに加わったり、または工夫したりしてされた熱中症対策はございますでしょうか。また、その具体的な取り組みをお伺いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 木下議員、2問目のご質問にお答えをいたします。

熱中症対策としては、決して特徴的な取り組みとまでは言えませんが、7月26日に熱中症警戒アラートが滋賀県内に発令をされました際に、野洲市としては、初めてメール及びLINEによる注意喚起の配信を行っております。

これは、アラート発令時に、できるだけ外出を避け、運動は原則中止すること、小まめな水分補給やエアコンを使用するなど、普段以上に熱中症予防を行うことなどの注意喚起の徹底と、行政からの情報を経由しなくても、普段からテレビの天気予報などで確認ができる熱中症警戒アラートそのものの存在をお知らせすることを目的として、市民への周知方法として、今年新たに追加をしたものでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今、吉田部長のほうから、メール、LINEで注意喚起をされるという形で、今お話をいただきました。

確かにこのメールもしくはLINE、先ほど公式LINEのこともお話しさせていただきましたんですけれども、大切だと思うんですが、例えば、外におられる方、もちろん現場で作業されてる方もおられますし、もちろんスマホを持っている方は今大多数になるんですけれども、なかなかそういう方に関しては、その情報というのが入りにくいかなと思うんですけれども。

これは例えば、例にはなるんですけど、鹿児島県の始良市では、熱中症警戒アラートが発表されたときには、市の防災行政無線を通じて警戒を呼びかけられているそうです。もちろん先ほど吉田部長がおっしゃったように、メールやホームページでの注意喚起も大切だと思います。やっぱり外出先の方により多くの情報を伝えるために、防災行政無線ですね。これを活用することはできないかと考えるんですけども、ご見解をお願いいたします。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 木下議員、ご指摘の防災行政無線。これも確かに周知の方法として検討はさせていただきました。ただ市民さんの中には、防災行政無線等の大音量に対して、非常に過敏な方というもおられます。例えば、洪水や土砂災害など、たちまち目の前に差し迫った命の危険。この際には防災行政無線含めて、あらゆるツールを使って情報提供していくというのは大事になってきますけれども、熱中症対策については、適切に対応いただければ十分に予防が可能ですので、今回、あえて防災行政無線を使った周知というのは見送らせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

今先ほどおっしゃったように、確かに緊急性は低いのでは、洪水とか台風とかに比べると低いかとは思いますが、いろんな形で、あまり防災無線を乱用というか、すると、また困惑される方もおられると聞いておりますので、また、これは何か違った方法で、LINE、メール、ホームページ、プラス何かそういう違う媒体を、またぜひご検討いただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、3つ目の質問に移ります。

熱中症対策として、公共施設の開放についての今後の見解を、総務部長にお伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、3点目の熱中症対策として公共施設の開放についての今後の見解という点で、公共施設に限ってお答えさせていただきます。

まず、市内の公共施設につきましては、今年度クールスポットとして、一時的な休憩所は設置しておりません。ただ、近年の災害級の猛暑によりまして、熱中症対策としての一時休憩所の必要性が一定あることは認識しております。

そこで、市役所や図書館などの公共施設をクールスポットとして利用する場合、来庁者及び来館者の利用を妨げない範囲で、光熱水費の上昇や防犯を含めた施設管理などの諸問題を整理することが必要であると考えております。

こうした点を踏まえまして、今後の自治体の事例も参考にして、検討はしてまいりますけれども、まず、施設における対策につきましては、地域的な問題、今いわゆる公共施設が近くにないであったりとか、あと、市内での昼間外出される人口の数であったりとか、そういった問題もありまして、限界があると思います。

このことから、まずは先ほど健康福祉部長が申し上げましたように、熱中症予防警戒アラートの発生時と併せて、いわゆる事業の開催方法を含め、一体的にいわゆる取り組みを行うことが、まずは重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

もう本当にいろんなところで、例えば、先ほど大津と大阪の例を出させていただいたんですけれども、やはりこれ各市で独自の何らかの策をしていただきたいと思うんですけれども、例えば、ここの市役所。市役所も、例えば、そういう開放について、もちろん業務ございますので、もう2時間も3時間もおられると業務があれになりますけれども、例えば、そういうことについては、何か開放の考えはございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） 再質問にお答えさせていただきます。

あくまでクールスポットとしての位置づけということは、現在考えておりませんが、執務時間内ですね、先ほど質問いただきましたように、業務に差し支えない範囲で、気軽にご来庁いただけるということは、特に問題はないと、一時的に涼んでいってくださいよというのは問題ないと思っています。

これにつきましては、いわゆる親しみやすい市役所といいますか、開かれた市役所ということを目指す意味でも重要なことではないかと、大切なことではないかと思っています。

今回、いわゆる答弁協議をさせていただいている中で、健康福祉部長のほうからも、窓口で「暑いから少しゆっくりしてってくださいよ」というような声かけもさせていただいているということも聞いておりますので、こうしたようなことで、できるだけ来ていただきやすい市役所であればと考えています。

以上、ちょっと考え方というのか、実際、開放については、なかなか前向きではないか
もしれませんが、以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 木下議員。

○5番（木下伸一君） ありがとうございます。

先ほど総務部長のご答弁の中で、熱中症対策として、一時的な休憩所としての一定のニ
ーズがあるということを認識されているというご答弁をいただきました。

市役所につきましては、もちろん業務される形になっておりますので、今、総務部長が
おっしゃったように、市民の方から親しまれる市役所、それから、開かれた市役所という
ことで、よりよい市民サービスの向上に向けて、これからも取り組んでいただきたいと思
いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（荒川泰宏君） 暫時休憩いたします。

再開を午前10時15分といたします。

（午前 9時58分 休憩）

（午前10時15分 再開）

○議長（荒川泰宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第14号、第13番、山崎有子議員。

山崎議員。

○13番（山崎有子君） 第13番、創政会、山崎有子でございます。どうぞよろしくお
願いいたします。

私は3項目について質問させていただきます。

1項目めは、マイナ保険証についてです。

小菅議員も昨日質問されました。重複するところがあるかもしれませんが、ご容赦くだ
さい。

マイナンバーの利用拡大に向けた改正マイナンバー法などの関連法案が6月2日に成立
し、2024年秋に、現行の健康保険証を原則廃止され、マイナ保険証に一本化されるこ
とになりました。この政府方針が出た後、国民から不安や反対の声も相次いでいます。そ
れを受けて、政府・与党内にもスケジュール見直しの案が浮上してきました。

マイナンバーカードをめぐるトラブルやミスは今も次々と明らかになっており、このよ
うな状況のもとで保険証とひもづけることについて、市民は大変不安に思っておられ、現

行の保険証を使い続けたいと願う方が多くおられます。

そもそもマイナンバーカード取得は任意であったにもかかわらず、マイナ保険証を推進していくと、国民皆保険制度の日本においては、全国民がマイナンバーカードを取得せざるを得なくなるということになります。マイナ保険証をめぐる今後のスケジュールについては、8月5日の首相の会見では、「まず、マイナンバーカードに係るミスやトラブルについて総点検を秋までにする。その結果を見て変更する必要性を判断する。現時点では現行の保険証の廃止は猶予期間を持たせる可能性がある。マイナ保険証を取得しない方に関しては、保険証に代わる資格確認書を発行するが、この有効期限は保険者が決める可能性がある」、このように述べました。

このことについては、あくまでも国が決定することではありますが、私は、現時点での野洲市の市民の皆さんのご意見やマイナ保険証の利用の現状、受け付けておられる市立野洲病院の現状について、質問をさせていただきます。

質問1です。

マイナンバーカードを取得しておられる市民はどのくらいの割合でしょうか。お願いします。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、1点目の質問にお答えさせていただきます。

令和5年7月31日時点での野洲市での交付枚数は3万9,775枚。交付枚数率は78.4%です。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。

約2割、22%ほどの方が何らかの理由により、まだマイナンバーカードを取得しておられないということが分かりました。

質問の2問目、行きます。

マイナ保険証を既にひもづけされている市民の数はどのくらいでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） それでは、山崎議員のマイナ保険証のひもづけ人数について、お答えをいたします。

マイナ保険証は、市が保険者である国民健康保険のみならず、全ての健康保険に加入さ

れている方が対象となります。しかし、各保険者や市町村ごとにおけるマイナ保険証とのひもづけ人数というのは公表されておらず、本市並びに本市国民健康保険においても、その登録状況は把握できていません。

なお、デジタル庁のホームページ上において、全国のマイナンバーカードへの健康保険証としての利用登録累計数及び登録率が掲載されておりまして、8月20日時点になりますけれども、全国での登録数は6,632万8,352件、マイナンバーカードの交付枚数に対する登録率としては70%となっています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。分かりました。

それぞれ個人が登録をされていかれますので、市のほうでは、全く把握はできていないということですね。分かりました。

質問3です。

市立野洲病院の受付でマイナ保険証を使用されている患者さんは、どのくらいいらっしゃいますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） ご質問にお答えいたします。

当院の受付でマイナ保険証を使用されている患者さんにつきましては、令和5年4月から7月までの実績のみ承知してございますが、全体の6%程度でございます。

数を申し上げますと、保険証を実際月初等々で確認する方、全ての患者様ではございませんが、分母が6,987分の415、入院、外来含むということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。まだまだ6%ということで、まだ、マイナ保険証を実際使用される方は少ないということが分かりました。

次、質問4に行きます。

使用に当たって、受け付ける立場としては、どのようなメリット、デメリットがあるか、教えてください。現在のところで結構です。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） ご質問にお答えを申し上げます。

当院としてのメリット、病院サイドのメリットについてでございますが、主なものは、診察時に医師が薬剤情報でありますとか、あるいは医療保険者が行います特定健診の結果を参照することが、カルテ上、電カル上可能になってございますので、そういったところ、これが最大のメリットかというふうに思います。

あと、デメリットといたしましては、カードリーダー、小さな箱みたいなものでございますけれども、それを設置するために、相当の費用が必要になったということと、若干でございませぬけれども、それなりのスペースが必要になるということでございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 再質問ですが、窓口でマイナ保険証が使えずに、紙の保険証を使われたというような、トラブルの例などはありますでしょうか。伺います。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） お答え申し上げます。

私のところまでに報告があるアクシデント、インシデントの関係というところでは、議員がおっしゃったようなことを理由にしたトラブルというのは把握いたしておりませぬ。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。

質問、同じようになってしまいうんですけれども、患者さんには、どのようなメリット、デメリット、患者さん自身が感じておられるか。窓口とかで、何か苦情とかそういうことがあったかどうか、お教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭君） お答え申し上げます。

ただいま再質問いただいたことに実は関連することかなと思いつつながらであったわけでございますが、患者のメリットとしましては、高額療養費に該当するようなケースになった場合、自己負担限度額が今までは、マイナの方以外ですと、限度額適用認定証という別のカードを市役所なり、あるいは医療保険者のほうに申請をして、それから、病院窓口のほうに提出していただく必要があるわけでございますが、マイナ保険証の場合は、その情報もその中に入っておりますので、患者さんのメリットとしては、わざわざ役所や組合などに申請に行かなくても済むということでございます。

これは実際カウンターのほうで、「よかったわ」というような声があったという報告を受けてございます。

デメリットのほうでございますが、デメリットというか、課題というかでございますが、カウンターに設置しておりますカードリーダーにつきましては、基本的には、制度の上で、患者さんご自身が基本操作をいただくものでございます。ただ、特に新規の場合は登録をしていくわけなんですけれども、高齢の患者さんのほうから、「どこを押したらいいのか分からない」というような機械操作に関しての不明点の声をカウンターで複数件受けて、職員が表に回って操作を指南させていただいたということはございます。

実際登録の際の入力操作が少しややこしいということを、職員のほうも感じているという報告を受けてございます。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 高額医療費申請の場合に申請が要らないとかいうメリット、それから、カードリーダー、機械の操作について戸惑う方がおられるということ伺いまして、窓口では丁寧に対応していただきたいと思っております。

私は、紙の健康保険証をこれからも使用していきたいと希望する市民の方の声をたくさん聞いています。

調剤薬局においても、受付時、患者さんが暗証番号を忘れて、結局紙の保険証で対応するとか、国民健康保険から社会保険に変わった場合など、変更にかかっている、変更手続きが済んでいないことが窓口で初めて分かり、マイナ保険証が使えない、また、顔認証がうまくいかないなど、窓口も患者さんも戸惑うケースがあると聞いています。

他の人の保険証とひもづけられていけば、命に関わることにもなりかねません。ミスやトラブルを点検し、それを基にシステムを見直して、きちんと機能するまでにはまだまだ時間がかかるかと思われまます。

今回の定例会にも、滋賀県保険医協会から健康保険証の存続を求める意見書の採択を求める陳情が出ております。このところちょっと訂正をさせていただきます。「意見書が出ております」というふうに書いておりました。

そこで、質問6なんですけれども、私は様々な検討を加え、システムを変えるなどの対応が終わって、スムーズに機能できるまで、期限を設けずに、マイナ保険証と現在の紙の健康保険証を両方使えるように、国は決断をしてもらいたいと思っております。

市としてはどうお考えになるかという質問したんですけれども、昨日、市長は、小菅議員の「紙の保険証存続を国に要望、申し入れるべきと考えるかどうか。」との質問に対して、「行政は法にのっとり進めていくべきであるので、市から国に要望する考えはない。」と答弁されましたので、お答えはいただいたものと思っております。

まだまだこれからマイナ保険証に関するトラブルが起きることが予想されます。市長は、医療機関からの情報や市民部や健康福祉部に寄せられる市民の声にぜひ注視していただきたいと思っておりますし、窓口などでお困りの市民に対しては、丁寧な支援、対応をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上、野洲市でのマイナ保険証の現状について質問いたしました。

2項目めの質問をさせていただきます。

LGBT増進法についてです。

性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律、いわゆるLGBT理解増進法が参議院本会議で可決、成立し、令和5年6月23日に施行されました。

この法案は、国民の理解の増進に関する施策の推進に関して基本理念を定め、国及び地方公共団体の役割等を明らかにし、今後、基本計画の策定によって、必要な事項を定め、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とするものです。

この法律は、地方公共団体にも、多様性に関する理解を増進するために、心身の発達に応じた教育、学習の振興、広報を通じた知識の着実な普及、また、問題に対応するための相談体制など、必要な施策を講ずるように努めるよう定めています。

東郷議員からも詳しく質問されましたが、私は、野洲市の社会教育、学校教育の現状と法律施行後について質問させていただきます。

この法律施行の数年前からLGBTQに対する指示書が出ていたと伺いました。野洲市においては、社会教育でも、学校教育においても既に取り組んでいただいていると思いません。

質問1です。

市民への知識の普及、広報活動は、人権センターを中心に既に進めておられると思いますが、市民への働きかけはどのように進んでいますでしょうか、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） それでは、山崎議員のLGBT理解増進法についての1点目の、市民への働きかけについてのご質問にお答えをいたします。

本市の市民への働きかけにつきましては、人権施策基本計画に基づきまして、啓発活動を実施しており、啓発誌やパネル、DVD等の配布や貸出しにより、少しずつではありますけれども、関心は高まりつつあると認識しております。

しかし、ご質問いただきましたように本年6月23日に施行されましたLGBT理解増進法の制定の趣旨の中には、国民の理解が必ずしも十分でない状況があるとのことから、今後も引き続き、性的指向及びジェンダーアイデンティティーの多様性に寛容な社会の実現に向けまして、市民活動を展開してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 先日、人権センターでお聞きしたときも、自治会単位でいろいろなマスコミとかの報道などもありまして、自治会単位でDVDをお借りしたりして、かなり関心は高いものと聞いております。

質問2に移ります。

○議長（荒川泰宏君） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治君） すいません。今、先ほどの答弁の中で、「市民への啓発活動」と申し上げるところ、「市民活動」と申し上げたようですので、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。

それでは、質問2に移ります。

学校教育について伺います。

小中学校の児童生徒に対して、心身の発達に応じた教育を、やはり保護者の理解を得つつ進めなければなりません。指針があって、教育に取り組んでおられると思いますが、どのような指針で現在取り組んでおられるか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、山崎議員の2点目の質問にお答えをいたします。

本市では、平成27年に文部科学省より出されました「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について」という通知を基に取り組んでまいりました。また、

令和4年12月にも改定されました生徒指導提要というのがございます。ここに基づいて、さらに取り組みの充実を図っているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 中身について、少し伺えますでしょうか。指針。すみません。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） これは、性的に違和感を感じる児童生徒がいましたら、その子に十分配慮するよという、例えば、トイレとか、体育とか、あるいは制服とか、そういう部分についての配慮とか、そういうことを結構細かく定めたものでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。

それでは、質問3に行きます。

現在、学校で悩んでいる子どもたちに対して、どのような相談体制を取られていますでしょうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

まずは、性に関わる様々な悩みを持つ児童生徒が、担任との信頼関係のもとで相談しやすい関係を築くことが一番であるというふうに考えています。その上で、定期的にその児童生徒と担任が面談をする時間を設け、困っていることや悩んでいることなどを相談できるように努めています。

また、各学校に配置をしていますスクールカウンセラーや、あるいは関係機関とも連携を図ることで、児童生徒の思いに寄り添った支援を進めているという状況でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。

4番目の質問は重複しますので、最後に伺いたいと思います。

5番目の質問に移ります。

法律は、あくまでもLGBTに関する知識を広げることで、国民全体の理解を促す法律であると理解していますが、その点は教育長の考えを伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 私も、議員お話のように、全国民に向けてそのように対応するものというふうに理解をしています。

一方、学校園では、先ほど申しました平成27年のこの通知ですね、これに沿いまして、まずは教職員の研修を進めるということが一番にやってきました。その上で、児童生徒の理解の充実を図っているところでございます。

また、PTAのほうでは、数年前からLGBTに関わる研修もされているという状況でございまして。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） ありがとうございます。

性の多様性を認めること、差別はいけないことは全く言うまでもないことです。それを児童生徒に教えることは大切だと思いますが、一方で、男女の体の仕組みなどについて、科学的に事実を学ぶことも、また大切なことではないかと思えます。

質問6です。

男女の区別を分かっていることも大事だと思いますが、その点について、教育長のお考えはいかがでしょうか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 6点目のご質問にお答えします。

成長段階にある児童生徒にとりまして、身体の発育、発達や男女の違いを理解することは大変重要なことであるというふうに考えています。そして、それに併せて、一人ひとりの個性を大切に、その子らしさを大切にしたいということを、教育では大事にしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 差を知るということを大切にしたい上で、個性を尊重していくということですね。分かりました。

学校教育の中では、男女の名簿を今別々、ごちゃごちゃにしてるといふか、あいうえお順でやっていらっしゃると思うんですけども、それ以外に、学校で平等な取扱いについて、男女ですね、行っておられる点があるかと思うんですけども、いかがでしょうか。伺い

ます。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 7点目のご質問にお答えいたします。

今、議員お話しのように、男女混合名簿というのは、もう全国的にもう大分前から進められてきました。

それから、本市では中学校で制服の選択制が昨年度から始まりました。

また、小学校では通学用の黄色い帽子、ハット型というか、つばがある防止と、それから、キャップ型いうて、周り全体につばがあるというんですか、それを、別に女の子はこっち、男の子はこっちというふうなのをやめようというふうな学校がいくつも出てきています。

さらに新しい傾向としまして、児童会や生徒会というそういう委員会活動とかなど、委員の選出に関わって、例えば、保健委員をクラスから男子1名、女子1名というふうな形で結構選んできたんですけども、もうそういうのはやめよう。本当にやりたい子がクラスで2人出てきたらええやないかというふうな形で、こういう学校も最近は出てきております。

そういう意味では、子どもたちの意見の中から、そういうふうに変えようというふうな動きが出てきているという状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。女の子はこう、男の子はこうという思い込みとか、こうあらねばならないというところから、外見からですね、服装だったり、帽子だったりするところから変わってきている。それから、委員の選出なんかも変えてきておられるということ、分かりました。

政治的分野、経済的分野と異なり、性自認はご自身の自覚、心の中の思いであって、そのような領域まで法で定めることがどうなのかなというのは、私自身は思うところもあります。

先日、「性の多様性と人権文化～制服変更のなぜ？とこれから～」と題して、野洲教育委員会の高野真知子先生のお話を拝聴いたしました。その中で、実際悩んでいる児童生徒がおられるということを知ることができました。

苦しんでいる児童生徒ご本人が心から信頼して、心を開ける人が1人でもいれば、そこ

からご本人の意思が出てきて、それに寄り添って、方法が考えられていけるし、周りへの働きかけもできていく。そして、周りの子どもたちもそのことによって変わっていくということを学ばせていただきました。とてもいい対応を、先生はじめ関係機関の方々がされているということを知ることができました。ありがとうございました。

質問4と最後、質問8になるんですけども、最後に、今後、法律の施行後、学校教育として何か変わるところがあるでしょうか。特に人権教育においてなんですけれども、お伺いします。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、8点目のご質問にお答えします。

その前に、先ほどの7点目のご質問の中で、私、ハット型とキャップ型、言い間違えました。キャップ型が前につばがあるやつですね。ハット型が全体にあるやつで。申し訳ございません、訂正をいたしたいと思います。

今、議員お話しのように、この法律の施行を受けて、より一層一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築くことの大切さいうんですか、それから、当該児童の思いに寄り添うということですね。そうした上で支援をしていくということが大事ななというふうに思っております。

それから、LGBTQというか、こういう関係の児童生徒だけではなくて、いろんな他、障がいを持ったり、あるいは人種であるとか、それから、外国籍の子であるとか、様々な多様性を認め合えるという、そういう学校づくり、集団づくりを一層進める必要があるのではないかなというふうに、もうこの法律を1つのきっかけとしまして、改めて認識をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） この法律をきっかけに、いろいろな多様性を認め合えるような学校に、教育にしていくというふうに、その大事さをこの法律を契機として、また進めていくということをお伺いしました。ありがとうございました。

それでは、3項目めに行きます。

3項目め、野洲川管理用通路の整備についてです。

国において、今年度、河川整備事業、河川維持修繕費が計上されました。野洲川における取り組みにおいて、野洲川の管理用通路の整備があり、三上地区、大山川に管理橋が架

かることになり、今年度の工事が始まりました。既に工事が開始されております。

近江富士自治連合会役員の方には説明があったということですが、この橋の工事の目的、整備効果、計画の進め方について伺います。ちょっとパネルを出してください。

○議長（荒川泰宏君） パネルの表示の申出ありましたので、してください。

それじゃ、山崎議員、説明してください。

○13番（山崎有子君） 失礼いたしました。それでは、説明いたします。

（発言する者あり）

○13番（山崎有子君） 小さいですか。見えにくいですね。

こちらは野洲川です。そして、この通りが8号線。8号線で野洲川大橋になります。そして、ここは今までコンクリート会社、コンクリートの工場だったところで、今、太陽光発電ができています。この道は8号線にぶつかるようになっています。そして、野洲川と、こちらが大山川、大山川になります。大山川と野洲川の合流のところですね。こちら行きますと、近江富士団地の一番奥の1区の桜公園のところ。ここに管理橋が架かる。野洲川の土手から大山川の土手を通って、野洲川、8号線までの通路ができるということです。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは山崎議員からのご質問にお答えいたします。

野洲川の管理橋整備の目的とその効果につきまして、ご回答いたします。

ご質問いただきました野洲川の管理橋ですけれども、これ河川管理者である国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が整備するものでありまして、野洲市の市三宅地先の水防拠点である北流側帯、ここから洪水等の災害が発生した箇所へ迅速にアクセスする河川管理用通路とすることを目的としております。

整備の効果ですけれども、この管理橋が整備されることによりまして、野洲川右岸の大山川の合流部から上流へ円滑なアクセスが可能となりまして、災害発生時の他ですけれども、河川巡視であったり、あと、堤防点検というような河川管理の効率化が図られます。

また、平常時につきましても、この管理橋が通行できるということです。野洲川に散策する方々、あと、サイクリングされるような野洲川を訪れる方々にもご活用いただけるということを期待しているということです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。危機管理用と、それから、平常時には散策道路にもなるということで、サイクリングとか散歩とか、そういうことのできる場所になるであらうということですね。桜のときにはとても美しい場所ですので、ぜひたくさんの方に訪れていただきたいと思っております。

質問の2です。

この管理橋完成までの予定について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、2つ目のご質問にご回答させていただきます。

令和5年度には、野洲川との合流部、こちらの下流部、下流側のほうから橋台1基の設置と、あと、擁壁の工事に着工しているというような状況になっております。

令和6年度以降ですけれども、予算状況にもよって異なるということですが、完成までには、最短でも3年程度を要するというように聞いております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。現在は、橋台の部分、大山川側からの橋台の部分が今、工事が途中であります。令和5年度、そして、完成までには2、3年かかる、完成年度は未定ということですね。

工事は集中して行われるわけではありませぬので、問3になるんですけども、工事の開始のたびに、工事概要と工事車両の通行等について、近江富士団地住民に対して説明をお願いしたいと思います。市からも県に対して要望していただけるか、伺います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） 3つ目のご質問にお答えいたします。

施工内容や工事用車両の通行などの工事概要につきましては、今回もそうです、工事開始前の6月には、近江富士自治会連合会の関係自治会、三上自治会、三上農業組合等へ工事の説明を、国交省と市で実施しております。その際にもですけれども、地区内への回覧も関係自治会へ依頼をさせていただきました。

来年度以降も同様にですけれども、これは国交省と連携しまして、地域住民への説明に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 住民の方への周知をどうぞよろしくお願いいたします。

近江富士団地から国道8号線に出る道路が県道野洲甲西線以外になく、渋滞が日常化しているため、普段から非常に農道を通行していく車があるなど、無謀な運転で通っていく車がたくさん見かけられます。

管理用通路については、車の通行はできないようですが、質問4です。

開通後の使用について、伺いたいと思います。

○議長（荒川泰宏君） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一君） それでは、4つ目の質問のご回答をさせていただきます。

国交省では、この管理橋には、平常時に一般車両が通行できないように車止めを設置するというふうに聞いております。車止めにつきましては、基準に沿った設置をして、また、管理がなされるというふうには考えているというところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 山崎議員。

○13番（山崎有子君） 分かりました。車止めなども、本当に強固なものでなければ、もう本当に引っこ抜いて通行する車もありますし、あそこは本当に近道でもありますので、ぜひ住民の安全を考えて、厳しい通行規制をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 次に、通告第15号、第6番、津村俊二議員。

津村議員。

○6番（津村俊二君） 第6番、公明党、津村俊二でございます。前回の定例会に続き、私で最後でございますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

今回2点、大きく2点にわたって質問させていただきます。

小学校、中学校、また、2025年、2030年、2040年に向けて孤独死の問題とともありますので、ちょっと認知症に焦点を当てて、今回は質問させていただきます。未来の野洲を担う小学生、中学生に対しての非常に大事な点でありますので、しっかりまた取り組みをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初に、学校図書館整備と読書教育について伺いたいと思います。

近年インターネット等の利用者が増加して、町の本屋さんは昨年だけでも全国で543店舗が閉店しました。こうした状況は、読書離れにもつながっているように思います。

学校図書館は「こころの保健室」とも言われております。また、学校図書館は児童生徒にとっても、重要性は高いと思います。

最初に、この学校図書館についての現状と見解について伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、津村議員の学校図書館整備と読書教育についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、図書館の現状と見解についてですが、まずは蔵書数でございますが、中主小学校が一番少なくて約5,800冊、野洲小学校が約1万2,000冊でございます。他の4小学校は大体7,8千冊という状況でございます。

また、中学校は中主が7,600冊、他の2中学が約1万冊でございます。中主小学校の少ないのは、令和2年です、県の補助事業を受けまして図書館整備を行った中で、古い基準の図書を大幅に廃棄しました。そういうことで、非常に少ない冊数となっております。

次に、開館時間でございますが、小学校はほぼ常時開館、中学校は昼休みのみの開館というふうになっています。

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動を推進する読書センターとしての機能の他、教科指導や学習活動を支援する学習・情報センターとしての機能がございます。子どもたちの学習意欲を引き出して学習を支えるための重要な任務であるというふうに考えています。

さらにもう一つ、不登校の子どもたちにとって大きな、不登校が本市の大きな教育課題ですけれども、そういう子どもたちの居場所としての学校図書館にも期待をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

利用時間が、中学校が昼休み時間ということで、これは何か、昼休み時間に限定しているという何か理由がございますでしょうか。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 基本的に図書委員が開館作業、貸出しとかするというのが昼休みというふうになっていますので、そういうふうになっています。小学校は、その貸出しは時間は限られているんですが、いつでも誰でも行って、自由に本を読むというふうな、

貸出しはちょっと限定されていると思う、時間がね、昼休みとかに限定はされているんですけども、休み時間も開いているというふうな状況です。

これは中学校が閉めているのは、昔からのやっぱり生徒指導の関係で、誰かいないと、教職員がつかないと、なかなかその対応ができないということもありまして、ほとんどの中学校が昼休みしか開けてないという状況でございます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） はい、分かりました。ありがとうございます。

次に、小中学校と野洲市の図書館との連携が必要だと思いますが、現在はどのような取り組みがされているのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、2点目のご質問にお答えをいたします。

現在の取り組みは、大きく分けて3つございます。

まず1点目は、「としょかんBOX」というのがあります。これは、市内の全部の学校の学級文庫、各クラスの後ろに大きな箱が置いているんですが、3、40冊の本があります。これを野洲図書館が定期的に貸し出して、それを一月ごとに巡回をして、また回収するという、こういうふうなんです。こういう取り組みをやっているのは、県内で本市と長浜市だけでございます。また、全国的にも珍しいのではないかなというふうに考えています。

それから、2点目は、授業での調べ学習をする資料の調達・貸出しや、それから、図書館司書によるブックトーク、お話し会などの出前と申しますか、そういうのをやっています。例えば、理科で花の開花について調べたいので、その関係の本を貸していただけますかって担任が図書館に言いますと、図書館がそれを何十冊かがばっと用意して、それを学校に持ってきて、授業の中で子どもたちがそれを使って調べ学習をするという、こういうときに本を貸していただけるというふうなシステムになっています。

それから、3点目は、図書館司書の兼務発令でございます。昨年度、1名、図書館の司書を学校教育課の司書としまして兼務発令をしました。その1名は、昨年度、パソコン管理システムというのを各学校に導入したんです。本をパソコンで全部入力して、貸出しも全ですという。このことに伴って、図書館職員、この兼務の人が大体月の半分ぐらい学校に行って、そのサポートをしていただいているという状況でございます。この図書館職員、兼務発令の図書館職員が、学校と野洲図書館の連携の大きな要というふうになっております。

以上、3つの取り組みをやっています。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。様々な工夫をしていただいて取り組んでおられることがよくわかりました。

次に、読書の時間が設けられていると思うんですけども、現状を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、3点目のご質問にお答えをいたします。

市内の全ての小中学校では、読書の時間というのを設定しています。現在、中学校では、登校した時点から朝の始業までの間の時間、ぎりぎり来る子はなかなか難しいんですけども、結構10分から30分程度を読書タイムとして、登校してから本を読むというふうな、そういう習慣をつけることに使っています。

また、小学校では、昼の掃除の時間、多くの小学校は昼休みに掃除をしています。その掃除時間の終わってから5時間目が始まるまでの大体10分ぐらいの間ですが、その間に読書タイムというふうな形で設定したり、あるいは朝学習のときに、朝勉強してるんですけども、そのときに10分か15分、学校によりますが、週に1回から3回程度、読書時間、読書タイムというのを取ったりするなど、学校によっていろんな工夫をしながら、何とか子どもたちの読書への習慣をつけるような努力をしております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） こちらも様々な工夫をして取り組んでおられることが分かりました。

次に、読書は大切という、教育長も重要性を認識した上で取り組まれているというふうに思うんですけども、こういう認識のある中、読書週間が根づいていない、まだ現状があるとも思います。

そのことについて、資料4にもあるんですけども、大体この読書世論調査で、ちょっと2020年度なんですけども、この読書は大切という認識はある中、この習慣が根づいていない現状。大体1か月の読書量とか、また、どんな目的で本を読んだかとか、楽しいからとか、本を読むことは大切だと半分以上思っておられる。

読まなかった理由があるんですけども、生活に不自由しないからとか、忙しくて読む時間がなかったからとか、なかなか小学生、中学生で忙しいというのも、これももちろん忙

しいと思っている児童生徒さんもいらっしゃる。また、インターネットなど、他に面白いものがあつたからとか、読まなかった理由として挙げられているんですけども、東郷議員からも質問というか、話がありましたけども、私も孫が中学生1人、小学生2人、幼稚園1人とおるんですけども、やっぱりスマホゲームとかを、時間は1日2時間までとか決めてても、母親が強く言っているけども、ただ悲しいかな、母親がやってるんですよ。だから、説得力ないんですわ。私は、極力孫の前ではスマホをいじらないようにしています。やっぱり大人の姿が、そのまま子どもたちに反映されているんですよ。僕は娘にあまり強く言えないのでね、言えてないんですけども、でも、月に1回、本屋さん行っています。本の内容は漫画の本であつたりするんですけども。ただ本に親しむということを、私自身も努力はしてるんですけどなかなか、なぜ本を読まないといけないのかという大切さは、なかなかこう、完璧には訴えられてないんですけども、そのことについて、教育長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 4点目のご質問にお答えする前に、先ほど、私、兼務辞令について、昨年度からというふうに申し上げましたが、兼務辞令を出したのは今年度からでございますので、訂正させていただきます。

読書習慣につきましては、私もそうなんですけども、全く議員おっしゃるとおりで、本当に苦勞をしています。身近な大人が本を読まないというのが非常に大きくて、逆にユーチューブとかそういうふうなので、大人自身がそういう姿を見せているということは非常に大きいのかなというふうに思っています。

この読書習慣につきましては、今年度、毎年4月に全国学力・学習状況調査というのがあるんですけども、今年度分のやつの中に、「1日にどのくらいの時間読書をしますか」という、こういう質問があります。その回答で、「全く読まない」と答えた小学校6年生の割合が実に23.1%、4人に1人ぐらい本を読まないという、この数字は、本市の数字ですが、全国の状況とほとんど変わりません。また、「昼休みや放課後あるいは休みの日に、学校や地域の図書館にどのくらい行きますか」と、こういう質問もあります。ここで、「週1回以上行く」と答えた6年生は4.2%でした。野洲市の子どもたち、6年生が4.2%です。これは、全国平均が13.2%、すんません、13.4%でしたので、約10ポイント、野洲の子は低いというふうな状況があります。本市の小学生の図書館離れが、ここから見えてくるのかなというふうに思っています。

また、中学校はどうかなといいますと、中学校は全国平均が7.0%です。本市はその半分の3.5%、中学校になると非常に地域の図書館とかが遠くなりますけども、それにしても、本市の小中学生の図書館離れというのがこのデータからも見えてきます。

図書館離れイコール読書離れとは必ずしも言えないと思うんですけども、本屋さんで本買ったりとかいろいろあると思うんですけども、本市の児童生徒の読書習慣の弱さにつながっているということは間違いないかなというふうに捉えています。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 同じような認識でありました。本当に課題が多いというふうに思います。

次に、第6次、添付資料ありますけども、5か年計画で、「学校図書館は子どもたちの主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤としての役割が期待されています」とあります。これについての見解を求めます。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 5点目のご質問にお答えをいたします。

学校図書館の本や資料が充実していることによりまして、児童生徒は、自分の興味関心に合った本をすぐに手に取ることができます。また、学習内容やテーマに沿った資料を調べたりすることもできます。さらに、様々な資料を調べることで新たな気づきや発見にもつながります。このように、学校図書館の果たす役割は非常に大きいというふうに考えています。

しかし、現状は専門職員の配置ができていないため、魅力のある環境づくりや探究的な学習を支える資料収集などに、本市では課題があるというふうに捉えています。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） この資料のように、国としても文科省でこのような、十分とは言えませんが、この予算がつけられておりますので、また、これを充実した形で運用できたらというふうに思います。

この第6次計画にもありますように、この教育委員会内での整理また予算要求、この説明というのはされているのかを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 6点目のご質問にお答えをいたします。

令和4年度にパソコン管理システムを本市で導入しましたが、人の配置をすることができませんでした。人の配置とは、学校図書館司書の配置でございます。

これは本当に重要なことであるというふうに考えていますので、次年度、必要な予算要求を行っていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 本当に今のご答弁、私はうれしく思います。本当に予算が国として出されているのに使われていない。もちろん人材不足等々あると思いますけども、ぜひとも図書館司書を配置していただければ、本当に子どもたちが十分にというか、今まで以上に本に親しむことができるように思います。

また、年々学校図書館の図書購入費が減少している現状があると思います。野洲市においても、どのような状況かを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 7点目の図書購入費の推移について、お答えをしたいと思います。

本市では、平成31年度から令和5年度まで、今年度までの図書購入費の予算額は、1校当たり毎年30万円と、小学校、中学校ともですが、過去5年間の推移は、推移といいますか変動はございません。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ちょっと安心しました。

資料にもつけておりますけども、年々、国ベースで見ると、学校図書館の図書購入費が減少してるんですね。減少しているということは、いろいろ理由があるんですけども、古い本がずっと、例えば、10年前の本がもうぼろぼろになっている本があったりとか、ちょっと実際私も見ているわけではありませんけども、ただ使われていないという、この学校図書購入費が57%、国ベースですけども、あと43%使われていないという実態があります。これやっぱフルに、私は使っていただきたい、予算要求していただきたいというふうに思うんです。この点に関して、教育長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 文科省の予算は、地方交付税交付金の中に一括で入っていますので、なかなかひもづけがあったら、そのまま図書館に使えるんですけども、なかなか厳

しい状況です。うちの30万円というのは、近隣市と比べましても非常に少ないですので、そこはぜひとも増やしていけたらというふうには思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 承知しました。ありがとうございます。

資料にもつけていますけども、学校図書館図書標準があります。本市の小中学校での現状を伺います。また、古い学校図書更新についても伺いたいと思います。この学校図書館図書標準達成率と、先ほど言いましたけども、大体未来読書研究所調べて、この地方交付税が530万円。これちょうど例に挙げているのが、ちょうど9校。この野洲市にも9校ありますので、大体概算としてですかね、この定められた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき標準の地方交付税ですね。なかなか少ないとおっしゃるんですけども、これが本当に、そういうのが現状の予算措置で満たしてはいないと思うんですけども、ただ、書いてありますように、廃棄処分を実施して新しく更新された本が、資料での学びの機会が失われている可能性もあるのではないかというふうに書いてありますけども、この点に関して、教育長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、8点目のご質問にお答えをいたします。

文部科学省は、学校図書館の蔵書数に図書標準という基準を設けています。これは学校の通常学級、普通のクラスです、このクラス数に応じて、何冊というふうな形で決められているものでございます。

本市の達成率は、今年7月末現在で平均72%でございます。これは、昨年、パソコン管理システムを導入した際に、各校の古い図書を大幅に廃棄処分したというふうなために、かなり低下をしたというふうに考えております。

それから、先ほど申しました野洲図書館のとしょかんBOXという、学校に本を持ってきていただいています。この本はカウントに入れていませんので、これを入れるともうちょっと高くなるのかなというふうに思っています。

それから、今年度ですね、今年度の図書購入予算での購入・登録というのがまだできていないために、これを入れるともう少し率は上がるかなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

9点目の学校図書館司書、先ほど教育長からお話ありましたので、念のため、再度、見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） 図書館司書を置いてない市町は、県内で残念なことに本市だけというふうな状況でございますので、来年度はぜひとも配置をしていきたいというふうに思っております。

その配置が、子どもたちが図書館に通う、ちょっとでもきっかけに、大きくアップするというふうなもの他市からも聞いていますので、意義は大きいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 来年度、本当にそのように配置していただけるように、私も取り組みをしていきたいと思えます。また、先ほど中学校が昼休み時間ということも検討していただいて、できる限り長い時間、学校図書館が営業というか、使えるように、また、時間帯の調整もしていただけたらなというふうに思えます。

10点目に、NPO法人読書の時間という、田口幹人理事長がこのようにおっしゃっています。「まず本を読めと言う前に本とは何か。多様性としての本を読むことの豊かさ、本との出会い方、本の基礎からキャリア教育まで、本の周辺を知ってもらう。子どもたちの心の窓と鏡となる本との出会い方を伝える。大人になっても活きる読書習慣が身につくきっかけをつくる読書推進プログラムを提供いたします」と言われております。

私も小学校、中学校あんまり本を読んでいるとは言い切れないんですけども、なじめませんでした、実際。でも、私の尊敬する偉大な哲学者が、「青年は読書と思索の暇をつくれ」という、私にとっては座右の銘になってるんですけども。生涯、読書と思索の時間をつくっていかねば、この人生を全うできないというふうに思っております。

私も電車をよく利用するんですけども、本を読んでいる方が、以前と比べ、10年前20年前と比べて、もうほとんど皆無です。先ほども申しましたとおり、もうスマホです、iPhoneだったりとか。もう本当に、何というんですかね、やりきれないというか、これでいいのという、私自身自身にもこう言い聞かせながら、できるだけ本を読むように、新聞であったりもするんですけども、しています。

これは本当に将来というか、これからSDGsの観点からも、これからの日本を思うにつけて、やっぱり変えていかなければならないのは、私たち大人ではないかなというふうに強く思っております。

すいません、先ほど申しました。このことについて、本を読めと言う前にどうなのかという、教育長の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 西村教育長。

○教育長（西村 健君） それでは、10点目のご質問にお答えしたいと思います。

議員お話しのとおり、読書の大切さは十分認識しているつもりでございます。市内の各学校では、野洲図書館司書によるブックトークとか、あるいは各学校ごとにおられます図書館ボランティアさんによる読み聞かせを通して、本との出会いを大切にしているところでございます。

私もびっくりしたのは、図書館の方が、中学生に絵本の読み聞かせをされると、中学生が身を乗り出してそこに入り込んでいるという姿もありますので、あまり年齢とかそういう学校による差というのはないのかなというふうに思っています。

学校全体で読書の時間を設けたりとか、あるいは児童生徒の図書委員会によります読書推進活動ですね、いろんな、読書週間とかいうのに合わせていろんな取り組みをするんですけども、そうやって読書習慣が身につく取り組みを子どもたち自身もやってもらっています。

今後も一層、読書活動が推進できますように努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

市民の方から、野洲図書館の、野洲駅に図書館の貸出しのシステムが設置されましたね。本当に喜ばれていました。「図書館まで行くのが本当に遠くて、なかなか貸出し、また返却とか大変やったんやけども、駅にあるので利用しやすいです」ということもおっしゃっていました。

新しいものあるんですけども、貸出しのそういう、何というんですか、機械というか、随分立派です。もう本当に多分、恐らくですよ、私、各駅全部回ったわけじゃないんですけども、草津市よりはましです。もう本当にあの草津市のはぼろぼろで、何かもうちょっ

と草津市をけなすとかそういうのじゃなくて、もうかなり古いんですよ。でも、野洲市のは本当ぴかぴかで、何というんですか、返却する窓口みたいなのがあって非常に利用しやすい、また、借りやすいシステムになっているので、多くの市民の方が利用できるように、また啓発周知をお願いして、大人の読書の時間も増やしていけるように、それをまず模範を示して、また、小学校、中学生また高校生にも反映できるような、そういうまた取り組みを、私自身も強めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

1 1点目の質問は取下げを通告しておりますので、割愛いたします。

次の大きな2点目の質問に移っていきます。

認知症基本法が成立しました。それについてと、及び高齢者等災害時の避難についての質問をしてみたいです。

本年の通常国会において、公明党が一貫して推進してきました「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、いわゆる認知症基本法が成立しました。今年度6月14日でございます。この基本法が成立したことについての見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、津村議員の認知症基本法についての1つ目のご質問にお答えをさせていただきます。

今回成立しました「共生社会実現を推進するための認知症基本法」、いわゆる認知症基本法ですけれども、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らせるよう、認知症施策に関する施策の基本理念を定め、認知症施策を総合的、計画的に推進することで、認知症の人も含めた一人ひとりが個性と能力を発揮し、相互に人格と個性を尊重する共生社会を実現することを目的に制定されたものという認識をしております。

この基本法の制定により、認知症施策の基盤が確立されまして、施策の永続性が担保され、今後、認知症施策のさらなる充実が図られるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 認知症の第一人者というんですか、研究されてきた長谷川和夫さんっていらっしゃるんですけど、認知症についてのレジェンドというか、第一人者、長谷川スケールとか、この認知症の検査をする、そういうのを編み出した。この方自身が認知症になられたんですよね、残念、残念ながらというか、誰でもなる可能性はありますので、私もこうして今しゃべっていますけども、しゃべったことを忘れる、これはもうあり得る

ことをございます。もう誰がなっても、もう私も11月で65歳、もう高齢者の仲間入り。若年性ではなくなりますけど、本当にこれ、本当にもういつなってもおかしくない。ですから、私、周りの人からも、「ちょっと最近物忘れが激しいん違う」と、よう言われたりもするんですけど、これはだんだんひどくなったの、簡単に言うのですよ、だんだんひどくなると認知症ですから。同じことを繰り返し言う。私もしょっちゅう言っています。

だから、これは本当に社会問題でもありますので、この認知症基本法ができたというのは、まさに、まさにこれからやっぱり共生社会を築き上げるためには大事なことだというふうにも、また、政策監もそのように認識をされているというふうに思います。

この認知症は誰もが関わる可能性あります。認知症の行方不明者、つい先日も、8月も、この方、恐らく野洲市内で高齢者の方が行方不明になりました。もう本当に関係者の方々のご努力により発見することができて、無事に保護することができました。本当にこれ野洲市の関係各位の方々のたまものだと私は敬意を表したいと思います。

この認知症の行方不明者が、全国の警察に届けられた数は2022年で過去最高の1万8,709名。前年比が1,073名増となりました。2025年には、これ、再三再四言われているように、65歳以上の5人に1人が認知症になると、約700万人ですかね、言われています。高齢社会の中で、認知症の発症率の高い年齢層、75歳以上はもとより85歳以上の人口が増えることにより、認知症は今後ますます増えていくことが予想されています。また、ひとり暮らしの方の割合が増えていくことも見込まれます。

このような状況において、認知症の人やその家族が安心して暮らせる環境整備は急務であります。先ほども野洲病院管理者からも、認知症、また、骨粗しょう症、脳血管障害ですかね、の話がありました。

ぜひ、骨粗しょう症を進めるに当たって、認知症の予防にもつながると思うんですね。ですから、これは本当にぜひとも強力にというか、進めていただきたいなというふうに思います。

今、私がおっしゃったことについてのまた見解を政策監に伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、2点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本市では、認知症の人の尊厳が守られ、安心して生活できる地域を目指しております。このことから、認知症の理解促進のための普及啓発活動ですとか、認知症の人と家族を見

守る認知症サポーターの養成講座を様々な年齢や立場の人を対象に開催をし、地域のあらゆる場所で、認知症サポーターの見守りがあるまちを目指しております。

また、毎月開催している認知症カフェ「カフェおこしやす」ですけれども、ここでは認知症の方の心理的な安定とか家族の情報交換の場という目的以外に、地域住民が認知症を正しく理解し、受け入れるためのアプローチの場としても機能しております。

さらに今おっしゃいました認知症の症状によりましては、道に迷い自宅に帰れなくなった場合に備えまして、位置情報が分かるGPS端末等の購入費の補助ですとか、早期の搜索活動に役立てるようにと、ひとり歩き認知症高齢者等事前登録を進めまして、さらには行方不明発生に備えて、搜索活動に協力する見守りネットワークを構築しまして、早期発見、早期保護ができるような環境の整備を行っているところです。

今後これらの施策を推進することで、認知症の方や家族の方が安心して暮らせるまちづくりを推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

認知症カフェとか、本当にやっていただいて、まだまだ参加者が課題だと思いますので、また私も呼びかけとかしっか行行って、できるだけ多くの方が参加できるように、また取り組んでいきたいと思います。

行方不明になるときに、2回、LINEでもお知らせが来たんですけども、この方は私もよく存じているんですわ。私の近所の方で、よく散歩する方です。どういうわけか、そのシールが貼ってある帽子や服や靴を履かない、つけないんですよ。それをつけてくれたらすぐに発見できるのに、全部それをのけていくもんだから、もちろん目的があってどっか行かれようとしているんですけども、なかなかやっぱりこうGPS機能であったりとか活用するのは、なかなか人体に埋め込むというのは難しいわけですので、この辺はこれからまたちょっと、何ていうんですか、課題ではあるかなというふうに思います。

この必要な施策を進めていく上での根拠法となる基本法を制定することは重要でありました。「認知症の人と家族の会」の鈴木森夫前代表理事は、認知症に対する誤解や偏見をなくして正しい理解を促すためにも、理念法として基本法が大切だと述べられております。認知症基本法の早期実現と本人、家族の意見を反映させるよう求める要望書も、関連団体から提出されておりました。

この課題に公明党はいち早く取り組んでまいりました。2015年には、古屋範子衆議院議員が予算委員会において、基本法制定の必要性を主張し、これ以来、党内に施策の推進本部を設置して法案づくりに注力して、18年9月には、当事者らの意見を反映させた党独自の基本法骨子案を各党に示すなどして、党を挙げて合意形成に取り組んでまいりました。そして、自民、公明の議論を経て、19年に法案を国会に提出しましたが廃案になりました。

しかし、その後も諦めることなく、21年6月に超党派の議連、共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟を発足させて、当事者団体などと議論を重ね、本年5月に法案を取りまとめ、国会に提出し、衆参の審議を経て、6月14日、ついに成立を見たのであります。この法律は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としております。

まだまだやっぱり偏見というか、この認知症という言葉自体もまだまだ理解されていない方もいらっしゃる。ぼけとか、そういう言い方したり、もう本当にそういう言葉がまだ認知症と結びついてないこともありますので、この基本法が成立して、また、計画的に施策を推進することについての目的を持っていますので、そのことについて、政策監の見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、3点目のご質問にお答えをさせていただきます。

本市におけます認知症施策につきましては、国の認知症施策推進大綱や市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づいて、総合的に推進をしているところです。

新しく制定された認知症基本法は、共生社会の実現ということが強く強調されていることから、一人ひとりの尊厳を保持しつつ、支え合いながら共生する社会の実現を目指すという基本理念に沿った施策を、それを念頭に置きながら、総合的、計画的に推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

先ほども認知症カフェとか、また、認知症に対するサポーター養成講座というのが開かれております。地域包括を中心にしていただいております。

私もサポーターであり、このサポーター養成講座を本当にいろんな場所、団体、お店の人とかに対して、ぜひ市役所の職員の方々も全員が受けていただきたいんですけども、このサポーターの数というのは、大体、野洲市内でどれぐらいいらっしゃるんでしょうか。また、併せてこのキャラバン・メイトの方々は何人いらっしゃるか、分かる範囲で教えてください。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

キャラバン、認知症サポーター養成講座の受講者、いわゆるそれがサポーターになりますけれども、令和5年3月末で、受講者が延べ5,934人でしたけれども、今年度に入りまして、さらに7月末までに348人の方に受講いただきましたので、現在では延べで6,282名ということになります。

キャラバン・メイトの方ですけども、登録者数としては85名で、増えてはいない状態で、実際に活動いただいている人数としましては、20人ということでございます。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

野洲市の人口5万1,000人足らずですけども、ぜひともこのサポーターの数はやっぱり1人でも多く増やしていきたいというふうに思います。

今、小学校、私も今年からキャラバン・メイト、議員の中にももう1人いらっしゃいます。議員の中で2人、今、キャラバン・メイトで活動させていただいております。あまり役に立っていませんけど。小学校へ行ったり、中学校へ行ったりして、サポーターになっていただく、大体1時間から90分の時間を要して、この養成講座をさせていただいております。

先ほど来、何度も政策監がおっしゃっているように、私も言っているように、認知症の方の尊厳、これを守るといのがもう本当に前提でございます。

やっぱり家族の中では、「もう何回も言わさんといて」言うて頭から否定してしまう。それをしてしまうと、ご本人はやっぱり萎縮してしまう。やっぱり本当にこう悲しんでしまう。もう本当に私も現場をもう何十回、何百回、もう見てきましたし、家族の気持ちも分かるけども、言ってはならない言葉、尊厳はやっぱり保たれてないケースが多々あります。

ですから、この尊厳を守るといことはどういうことかということ、やっぱり私もつ

いついこう言ってしまう場合もあります。そのたびに「ああ、しまった」と後で後悔したりする場合も多々あります。それはやっぱり尊厳を守るということをやっぱりこうしていかなければならないというのが、この認知症の人に対しての対応であると思いますので、その対応をしていただけるのがサポーターでございます。

ですから、大体有権者が4万人ちょっとですからね。ぜひとも有権者の方々は、最低でもというか、4万人の方々がサポーターになっていただいたら、どなたが行方不明になっても、すぐに発見できて保護できるという、そういうことになるとと思いますので、そういうやさしいまちづくり、また、笑顔あふれるまちづくりにもつながると思いますので、ぜひともまた、このキャラバン・メイトも増やしていただけるような、活動する人数もまだまだ少ないと思いますので、また、若手の、私みたいになんて年取っている方はちょっと、まだまだ元気なうちはさせていただくんですけども、若手の方々もキャラバン・メイトになっていただけるような、また、そういう取り組みをお願いしたいというふうに思います。

あと、認知症基本法は、がん対策基本法や脳卒中・循環器病対策基本法、また、障害者基本法と同様に、認知症施策に関する基本的方向を示し、今後の施策の充実に向けた重要な基本法となっております。

基本理念として、認知症の人の意見表明や社会参画の機会確保、良質かつ適切な保健医療、福祉サービスの提供、家族への支援などが掲げられております。今回の法律に基づき、内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置して、そのもとに、認知症の人、家族や関係者から成る協議会が設置され、認知症施策推進基本計画がつくられることになっております。都道府県や市町村による認知症施策の推進計画の策定も努力義務とされております。本市においての取り組みを伺います。

○議長（荒川泰宏君） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾君） それでは、4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃいましたけれども、今後、認知症基本法が施行されまして、国において認知症施策推進基本計画が策定されることになっていきますので、直ちに認知症施策の推進計画、市で策定するということはありませんけれども、しかし、現在、令和6年度からの第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定作業を進めておりまして、この計画の中で、認知症対策の充実を主な柱と位置づけまして、総合的な認知症施策を打ち出していく

予定となっております。

なお、計画の策定に当たりましては、介護保険運営協議会の意見を聞きながら進めますけれども、介護者家族の会からも委員として参画いただいていますので、十分にその声を反映した計画となることを期待しております。

今後も国や県の動向を注視しながら、必要に応じて推進計画策定についての検討は行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） 法律の施行は1年以内に政令で定められることになっており、施行に向けて認知症に関する議論がより一層深まり、共生社会の実現に向けた新たな市施策が進展することを願っております。

最後の質問になります。

災害時における高齢者等避難についての現状と課題についての見解を伺います。

○議長（荒川泰宏君） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、5点目の質問に対してお答えさせていただきます。

災害発生の危険性が高まったときは、災害が発生する前に、避難に要するリードタイムを設けて、早めの避難をしていただくよう、野洲市も高齢者等避難、レベル3ですが、を発令と同時に、メールやLINE、車両による広報、防災行政無線等の様々な手段を使ってお知らせしております。

しかしながら、指定避難所を開設し、避難者の受入れ体制を整えても、避難される方が多くない状況であることから、今後、対象となる方への避難支援や手法について、関係所属とも連携し、検討していきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（荒川泰宏君） 津村議員。

○6番（津村俊二君） ありがとうございます。

なかなか避難所を、8月15日にも、4か所ですかね、開設していただきました。私もそのとき介護施設に、野洲市じゃないんですけど、介護施設におりまして、14日と15日、当日もなんですけども、その施設を利用されている80代、90代、80代後半の女性の利用者なんですけども、その市でも避難所開設どうするかというのは、14日の夕方、決まってないんですよ。ところが、その方は要介護状態で、該当する市に「避難所は開設

するんですか」と尋ねたら、「まだ決まっていません」と、夕方の時点で。「いつになったら決まるんですか」と言ったら、「ちょっと分かりません」という、台風の動きによって、なかなか難しかったと思うんですけれども。

何が言いたいかといいますと、その方を避難所へ連れていく、いわゆる避難行動支援者名簿というのがあるんですよね。避難行動要支援者名簿、これを「ありますか」と聞くんですよ。「そなんん知りませんよ」と。「誰が持つてはるんですか」と言ったら、やっぱり市が持つてるんですわ、その市がね。じゃあ、誰が連れていくのってなって、その方の親族が近くにいると言うんですよ。ところが、その親族は要介護2なんですよ。「おかしいやないか」と言って、私ちょっと問いただしたんですけどね。ですから、それが野洲市でも、それがもう5年前につくられているというんですよ。「そなんんもう古いんじゃないですか」と言って、やっぱり毎年更新されないとまずいと思うんですけれども。

跡見学園女子大学の鍵屋一さん、よくテレビ等でおっしゃられている人が秋田出身の方で、「なまはげ」という行事があるんですよね、冬に。それは「怠けるを剥ぐ」と言って、正月、年末に家へ上がり込んでいって、「どうしてるや」とか言って、怖い顔してね。それは全部、家庭の事情を知るためにやってるんですって。

だから、やっぱり私はそういうことを、そういう避難行動要支援者名簿というのをもちと充実させていく必要があると思うんですわ。ですから、大規模災害時に、誰がどなたを避難させるという、そういうシステムとまではいかななくても、そういう地域が大切だと思います。いかがでしょうか。すいません。

○議長（荒川泰宏君） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 津村議員の再質問にお答えいたします。

ただいま避難行動要支援者名簿というのをおっしゃっていただきましたけど、大きく2段階ありまして、市で考えている避難行動要支援者というのは、高齢者あるいは介護認定者だけではなくて、障がいのある方ですとか難病にかかれてる方とか、災害時の避難行動に支援が必要な方を規定しております。

まず1段階として、要支援者名簿というのは、これは毎年作っております。ただこれは、例えば、75歳以上の高齢者世帯に属しておられる方とか、あるいは要介護認定、要介護1以上の認定をされている方、あるいは障害者手帳をお持ちの方とか、こういった方々、登録情報を機械的に抽出をしております。よって、例えば、高齢者世帯なんか特に多いんですけれども、実際には避難に対して支援を要しない方というのも含まれておりまして、

その人数が令和5年4月1日現在では約6,000人の非常に大人数の名簿となっております。

これについては個人情報で、本人の了解を得ていませんので、一般には公開しておりません。市と、それから、地元の消防署で共有はさせていただいているのと、大規模な災害が発生したときには、一応公開ができるという規定になっております。

これを基に、さらに要支援者登録制度というのがございます。これは、災害が起きたときの避難行動要支援というのは、なかなか市が直接向かうということは難しゅうございます。市には、まず市内の被害状況であるとか、市民の生命、財産に関わるインフラの復旧とか、そういった優先事項がございますので、どうしても地元の協力、いわゆる共生社会を構築していかないと、なかなかこういった支援が受けられないということで、自治会の同意が得られた場合に、地域の民生委員を通じて、もともとの要支援者名簿を基に登録を希望される方というのを募って、災害時の支援者の指定も含めて、個別避難計画というのをつくっていただいております。

これについては、現在、市内で9自治会、103名の方、103名の方に登録をいただいています。この数なかなかちょっと今増えない、横ばいの状況ではあるんですけども、地域福祉計画の推進に当たって、各自治会等でタウンミーティングというのを行っています。この中でこういう制度がありますという周知を図っていく一方で、一昨日、岩井議員の質問の中にもございましたけど、地域の見守りマップ、こういうのを作成する中で、地域の災害弱者の状況、あるいは避難所の位置、避難経路等についても再認識していただけるようなきっかけ。また、要支援者の登録制度の推進に資するようなことになればというふうには期待はしているところです。

以上です。

○6番（津村俊二君） 質問終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川泰宏君） ここで、教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

西村教育長。

○教育長（西村 健君） 議長の許可を得ましたので、1点、発言の修正をしたいと思います。

私、津村議員の答弁の中で、「県内で学校図書館司書が配置されていないのは本市だけです」というふうなお答えをしましたが、他に高島市と甲良町がございましたので、訂正し

ておわびをいたします。

○議長（荒川泰宏君） 以上で、通告による一般質問は終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明日8日から9月27日までの20日間は、各委員会での議案審査のため休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、明8日から9月27日までの20日間は、各委員会での議案審査のため、休会することに決しました。

なお、念のため申し上げます。

来る9月28日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。（午前11時58分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和5年9月7日

野洲市議会議長 荒川泰宏

署名議員 石川恵美

署名議員 服部嘉雄